

桑名市感震ブレーカー設置事業補助金交付要綱（抜粋）

（趣旨）

第1条 この告示は、地震の揺れに伴う電気機器からの出火や停電復旧時に起こる火災の発生を防ぐ感震ブレーカーの設置に係る補助金の交付手続等に関する基本的事項を定めることにより、補助金の交付に関する業務の適正かつ円滑な運営を図るため、桑名市補助金等交付規則（平成16年桑名市規則第54号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において感震ブレーカーとは、地震発生時に電気を遮断することで、電気に起因する出火を防止するための器具をいい、次のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 分電盤タイプ 一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤（J W D S 0 0 0 7 付2）の規格で定める構造及び機能を有する内蔵型及び後付型のもの
- (2) 簡易タイプ 一般財団法人日本消防設備安全センターの推奨証を有するもの
- (3) コンセントタイプ 一般財団法人日本消防設備安全センターの推奨証を有するもの

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 個人であること
- (2) 世帯員全員が市税等を滞納していない世帯に属していること
- (3) 住宅の所有者等から感震ブレーカーの設置に係る承諾を得ていること
- (4) 感震ブレーカーの購入が転売目的でないこと
- (5) 桑名市の事務事業からの暴力団等排除措置要綱（令和2年桑名市告示第146号）第3条各号のいずれにも該当しないこと

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 桑名市内に所有又は居住する住宅に感震ブレーカーを設置する事業
- (2) 桑名市内に新たに建築する住宅に感震ブレーカー（分電盤タイプ内蔵型のもの）を設置する事業

（対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、感震ブレーカー本体の購入費用及び電気工事が必要な場合の設置費用とする。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、前条に掲げる対象経費の合計額に2分の1の補助率を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、4万円を上限とする。

2 第4条第2号に該当する事業への補助金の額は前項の規定に関わらず1万円とする。

3 補助金を申請する回数は、1世帯で1年度につき1回とする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、桑名市感震ブレーカー設置事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 感震ブレーカーを設置する住宅の住所が確認できる書類
- (2) 感震ブレーカーを設置する予定場所が確認できる写真
- (3) 対象経費の内訳がわかる見積書
- (4) 設置する感震ブレーカーの形状及び規格がわかる書類
- (5) 賃貸契約書の写し（感震ブレーカーを設置しようとしている住宅が賃貸住宅の場合に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 第4条第2号に該当する事業は、前項第2号及び第3号の書類に代えて、売買契約書の写しを添付し、提出するものとする。

（補助金の交付決定等）

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を精査し、補助金の交付の可否を決定し、桑名市感震ブレーカー設置事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 申請者は、感震ブレーカーの購入及び設置前に補助金の交付決定を受けるものとする。

(完了実績報告及び請求)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業が完了したときは、完了後30日以内に桑名市感震ブレーカー設置事業補助金実績報告書兼請求書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 感震ブレーカーの購入及び設置工事に係る領収書の写し

(2) 感震ブレーカーの設置後の写真

(3) その他市長が必要と認める書類

2 第4条第2号に該当する事業については、前項第1号の書類の添付を略することができる。

(廃止または中止報告)

第10条 交付決定者は、補助対象事業を廃止又は中止したときは、速やかに桑名市感震ブレーカー設置事業補助金実績報告書兼請求書を市長に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第11条 補助金の交付に係る感震ブレーカーについて、市長の承認を受けずに、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 交付決定者が、市長の承認を受けて感震ブレーカーを処分したことにより収入があったときは、市長は、その収入額の全部又は一部を市に納付させることができる。ただし、交付した補助金額を上限とする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。